

## 「ゴルフ場利用税を廃止する旨の法案」について

- ゴルフ場利用税を廃止することについては、政策としては採り得るものと考えられますが、まずは、その趣旨・目的をどのように考えるかについて整理する必要があります。
  
- また、ゴルフ場利用税を廃止とした場合には、以下の点についてどのような対応をするか考え方を整理する必要があります。
  - ・ ゴルフ場利用税は都道府県税であり、その税収の10分の7がゴルフ場の所在する市町村に交付される場所、ゴルフ場利用税を廃止した場合には、全体で約433億円（うち市町村への交付金額：302億円、平成30年度決算）の減収となる。
  - ・ ゴルフ場利用税及びゴルフ場利用税交付金は、普通交付税額の決定の基となる基準財政収入額の算定対象とされているため、ゴルフ場利用税を廃止すると普通交付税に影響を及ぼすこととなる。
  
- ※ ゴルフ場利用税が廃止されたとしても、法定外普通税として、条例で独自にゴルフ関連の課税がなされる余地もあるのではないかと（地方税法第4条第3項、第5条第3項、第2章第10節、第3章第9節）。